

外観手術なしで性別変更

宇都宮家裁が認める

性同一性障害と診断された県内の当事者が、戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう申し立てた家事審判で、外性器の見え目を変える手術を受けていない当事者に対し、宇都宮家裁が性別変更を認める決定をしたことが26日、関係者への取材で分かった。決定は5日付。事実上、手術を求めてきた性同一性障害特例法の「外観要件」について広島高裁は7月、「違憲の疑いがある」との判断を示しており、専門家はこれに沿った全国的に数少ない事例と指摘している。

（勝俣直、平山紗也華）3面に関連記事

宇都宮家裁の性別変更の判断ポイント

①18歳以上	→	該当
②婚姻していない	→	該当
③未成年の子なし	→	該当
④生殖機能なし	→	除外（最高裁違憲のため判断せずか）
⑤変更後の性器に似た外観部分あり	→	該当（ホルモン療法で近似と判断か）

※審判書と専門家取材に基づく

申立人は県南在住の60歳。11月25日、家裁に男性から女性への性別変更を申し立てし12月5日に認められた。10代から性別への違和感が強まり、30代半ばに生殖腺除去手術を受けた。長年ホルモン療法を受け、外性器が小さくなるなどしたが切除手術はしていない。

性同一性障害特例法は性別変更に当たり①18歳以上②婚姻していない③未成年の子がない④生殖機能

がない（生殖能力要件）⑤変更後の性器部分に似た外観を持つ（外観要件）の5要件を満たすことを定める。最高裁は2023年10月、生殖能力をなくす手術を事実上求める生殖能力要件について違憲、無効と決定。外観要件では広島高裁が24年7月、「『身体への侵襲』を受けない権利を放棄し手術を受けるか、性別変更を断念するか、二者択一を迫るもの」として、違

憲の疑いがあると指摘した。

審判書によると、この女性には外観要件に該当すると判断された。一方、生殖能力要件については「除く」

性同一性障害特例法を巡る主な動き

2003年7月	成立
04年7月	施行
08年	法改正で「子なし」から「未成年の子なし」に緩和
22年4月	民法改正に伴い「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ
23年10月	生殖能力要件について最高裁が違憲決定
24年7月	外観要件について広島高裁が違憲疑い判断

と明記され、該当するかどうかの記載はない。元家裁調査官の渡辺律弁護士は「ホルモン治療で陰

茎も縮小し、手術をしていなくても近似していると家裁は判断したのではないかと指摘。生殖能力要件は「最高裁で違憲と判断されており、考慮外ということだろう」とみる。

日本G I（性別不合）学会理事長の中塚幹也岡山大学教授は、外観を変える手術を受けずに男性から女性に変更したケースは「全国的にも数件だと思われる」と説明。「こういう例が広まれば、自分も申し立ててみようという人が増えるかもしれない」と期待した。